

平成 27 年度
第 4 回新居浜市地域包括支援センター運営協議会
次 第

＜日 時＞ 平成 28 年 3 月 24 日（木）

14 : 00 ~ 15 : 30

＜場 所＞ 市役所 3 階 応接会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成 28 年度地域包括支援センター当初予算について
- (2) 地域包括支援センターの懸案事項について
- (3) 平成 28 年度地域包括支援センター職員体制について
- (4) その他

3 閉 会

【資料】

- 1 平成 28 年度新居浜市地域包括支援センター運営に関する歳入歳出内訳書(当初予算)
- 2 地域包括支援センターの懸案事項について
- 3 平成 28 年度地域包括支援センター職員体制について

【別紙】

- 1 新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

平成28年度 新居浜市地域包括支援センター運営に関する歳入歳出内訳書（当初予算）

1 介護保険事業特別会計

<歳入>

(単位 千円)

地域支援事業	項目	内容	H26年度	H27年度	H28年度
	国庫支出金	介護予防事業費25%、 包括的支援事業費・任意事業費39%	48,914	47,291	53,033
	県支出金	介護予防事業費12.5%、 包括的支援事業費・任意事業費19.5%	24,457	23,641	26,516
	支払基金交付金	介護予防事業費28%	12,345	9,849	11,818
	保険料	介護予防事業費・包括的支援事業費 ・任意事業費22%	34,724	29,535	33,259
	一般財源	介護予防事業費12.5%、 包括的支援事業費・任意事業費19.5%	24,457	25,014	27,881
	諸収入	個人負担金	1,536	1,000	1,000
	合 計		146,433	136,330	153,507

<歳出>

(単位 千円)

地域支援事業	事業	内容	H26年度	H27年度	H28年度	
	介護予防事業			42,569	37,733	44,574
	介護予防一般高齢者 施策事業費	介護予防リーダー養成研修費、介護予防啓発パン フレット等作成費、介護予防教室開催委託料、笑 いのサミット委託料、備品購入費	4,033	13,580	16,154	
	介護予防特定高齢者 施策事業費	非常勤・臨時職員人件費、車両管理費、介護予防 健診委託料、通所型介護予防事業委託料、備品購 入費	34,380	8,952	7,979	
	笑いによる健康増進 事業費	笑いの健康効果評価業務委託料	800	800	—	
	シルバーボランティア ポイント助成事業費	臨時職員人件費(1人)、事務費、ボランティア報 酬、講習会講師謝礼、ボランティア保険料	3,356	3,828	4,576	
	高齢者ふれあい介護予 防啓発事業費	高齢者ふれあい介護予防啓発事業委託料	—	420	—	
	介護予防プログラム開 発事業費	講師謝礼、事務費、介護予防プログラム作成委託 料	—	2,060	—	
	健康長寿地域拠点づく り事業費	事務費、管理業務委託料、拠点づくり事業交付金	—	8,093	15,865	
	包括的支援事業			93,961	93,098	104,803
	地域包括支援セン ター管理事業費	正規職員人件費(6人)、非常勤職員人件費(9 人)、車両管理費(1台)、協力機関業務委託料 (9か所)、事務費	93,181	91,198	100,134	
	総合相談権利擁護事 業費	事務費、研修費、権利擁護啓発パンフレット作成 費	482	609	339	
	包括的継続的ケアマ ネジメント支援事業	ケアマネジメント指導研修費	298	493	612	
	認知症高齢者地域支 え合い事業費	研修費、認知症高齢者地域支え合い事業委託料、 事務費	—	798	1,200	
	健康長寿コーデ ィネーター配置事業費	非常勤専門職員人件費(1名)、事務費	—	—	2,518	
	任意事業			4,466	5,499	4,130
	介護相談員派遣事業 費	介護相談員活動報償費、研修費	1,266	1,799	1,930	
	高齢者生きがい創出 事業費	高齢者生きがい創出事業委託料	2,000	2,000	1,000	
	在宅介護支援啓発事 業費	在宅介護支援啓発事業委託料	1,200	1,200	1,200	
	高齢者ふれあいカ フェ事業費	高齢者ふれあいカフェ事業費委託料	—	500	—	
合 計		140,996	136,330	153,507		

2 一般会計

(1) 介護予防支援事業

<歳入>

(単位 千円)

科目	内容	H26年度	H27年度	H28年度
諸収入	介護予防プラン作成料	75,685	80,449	90,031
一般財源	一般財源	11,845	11,244	10,742
合	計	87,530	91,693	100,773

<歳出>

(単位 千円)

事業	内容	H26年度	H27年度	H28年度
新予防給付マネジメント事業費	非常勤・臨時職員人件費(13人)、システムリース料、介護予防ケアプラン作成委託料、介護予防パンフレット作成費	87,530	91,693	100,773
合	計	87,530	91,693	100,773

(2) その他事業

<歳入>

(単位 千円)

科目	内容	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源	一般財源	3,200	1,000	1,000
合	計	3,200	1,000	1,000

<歳出>

(単位 千円)

事業	内容	H26年度	H27年度	H28年度
成年後見制度普及支援事業費	成年後見制度普及支援事業補助金	1,000	1,000	1,000
合	計	1,000	1,000	1,000

平成 28 年度懸案事項

1 健康長寿コーディネーター配置事業について

コーディネーターの配置については、介護保険法改正により平成 28 年度から必置しなければならない事業として、本年度の第 2 回目の運営協議会でも説明・協議してきたとおり、教育委員会と協議しながら各公民館への配置に向けて計画し、平成 28 年度当初予算で要望を行ってきた。しかし、市の判断として、平成 28 年度は地域包括支援センターに、第 1 層（市全域）を対象とした専任のコーディネーター 1 名を配置するものの、第 2 層（日常生活圏域）への配置は、具体的な活動内容を明確にし、費用対効果を踏まえたうえで H 28 年度中に再度検討することと指摘があり、継続して関係課所と協議し検討していきたい。

2 地域包括支援センターの人員体制について

新居浜市地域包括支援センターの人員体制は、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員のそれぞれの専門職が 6 人ずつ必要で、社会福祉士は 6 人で基準どおりであるが、保健師が 1, 25 人、主任介護支援専門員は 5, 25 人不足しており、主任介護支援専門員については介護支援専門員で補完しているのが現状である。

保健師については、平成 27 年度に 1 名増員し、平成 28 年度も 1 名要望しており、欠員の解消を図っていく予定であるが、主任介護支援専門員については、これまで地域包括支援センターの 9 名の職員が養成研修を受講し人員の確保を図ってきたが、退職や異動、転職等により欠員となり充足に至っていない。

別紙 1 の資料は、介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員に対して 5 年ごとの継続研修が義務付けられたため、「新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を定めるものであるが、今回の改正では、継続研修の義務化のほか、養成研修においても受講内容が増え期間が延長されるなど、主任介護支援専門員を育成するのがますます難しくなっている。

今後、主任介護支援専門員の確保に向けて対策を検討していきたい。

平成28年度 地域包括支援センター職員体制

	職種	常勤職員		非常勤職員	計	
		正規	臨時			
地域支援事業	包括支援係・介護予防係	保健師	4	0	1	5
		社会福祉士 (準ずる資格者含む)	2	0	4	6
		主任介護支援専門員	0	0	1	1
		介護支援専門員	0	0	4	4
		看護師	0	0	1	1
		事務員	1	2	0	3
		計	7	2	11	20

※正規職員の保健師4人は、指定介護予防支援事業所の業務を兼務

所長

	職種	常勤職員		非常勤職員	計	
		正規	臨時			
指定介護予防支援	指定介護予防支援事業所	保健師	0 (4)	0	1	1
		主任介護支援専門員	0	0	2	2
		介護支援専門員	0	0	9	9
		社会福祉士	0	0	0	0
		看護師	0	0	0	0
		事務員	0	1	0	1
		計	0 (4)	1	12	13

※()は兼務

別紙 1

新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成
27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項
第1号」に、「修了した者」を「修了した者であって、当該研修又は同項第2号に
規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期
間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する改正後の第
3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援
専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する
主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごと
に」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了	平成31年3月31日までに及び同日以降 5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に修 了	平成32年3月31日までに及び同日以降 5年を超えない期間ごとに

制定又は改正による影響

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、地域包
括支援センターに置くべき主任介護支援専門員について、厚生労働省令で定められ
た更新研修の定期的な受講を義務づけることにより、地域包括支援センターに配置
する主任介護支援専門員の知識・技術等の向上が継続的に図られる。

○新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

平成27年3月27日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）~~第115条の46~~
~~第4項第115条の46第5項~~の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準
について定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保
険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象
サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できる
ように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができ
るようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚
生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援
センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保する
ものとする。

(人員に関する基準)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000
人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次
のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（省令~~第140条の68第1項第140条の68第1項第1号~~に規定す
る主任介護支援専門員研修を~~修了した者~~修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する
主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援
専門員更新研修を修了したものをいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援
センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第

1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。